

開示目的に照らし項目識別・注記内容を検討 見積り開示会計基準の 対応ポイント

PWCあらた有限責任監査法人
公認会計士

小西 健太郎

示会計基準では「開示目的」と呼んでいる。

開示目的(見積り開示会計基準4項) 当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスク(有利となる場合および不利となる場合の双方が含まれる)がある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とする。

ることをあらかじめお断りしておく。
(注) ただし、次の注記表においては、会計上の見積りに関する注記を表示することを要しない(会社計算規則98②(一)五)。

- ① 会計監査人設置会社以外の株式会社(公開会社を除く)の個別注記表
- ② 会計監査人設置会社以外の公開会社の個別注記表
- ③ 持分会社の個別注記表

見積り開示会計基準の概要

(1) 開示目的

見積り開示会計基準は、すべての企業に画一的な開示を求めるのではなく、その企業にとって重要な情報を開示することを求める原則主義的な会計基準である。企業は、見積り開示会計基準で定められた「原則」を満たすような開示を行う必要がある。ここでいう「原則」を、見積り開

(2) 開示する項目の識別

見積り開示会計基準では、開示する項目として、当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるものうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目を識別することが求められている。

【この章のエッセンス】

●見積り開示会計基準は、開示目的に照らして開示する項目を識別し、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを求めている。
●実務上は何をどこまで開示すべきなのか、その線引きが非常に困難である。KAMとの関係も理解し、早期の対応が必要となる。

はじめに

2020年3月に企業会計基準委員会(ASBJ)より公表された企業会計基準31号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(以下、「見積り開示会計基準」という)は、2021

年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度の年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用される。早期適用も認められているため、12月決算会社は2020年12月期から見積り開示会計基準を適用することができる。

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」等および会社計算規則も改正され、これらの規則に従い連結財務諸表および財務諸表、または計算書類^(注)を作成する企業に対し、見積り開示会計基準に基づく開示が求められることとなった。

本稿では、見積り開示会計基準の概要とともに、その適用上の留意点について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見である。